

阪南市地域交流館
指定管理者募集要項

令和3年9月

阪南市

目 次

1 公募の趣旨P2
2 運営方針・基本条件P2
3 管理運営業務P2
4 応募資格P2
5 指定管理者の募集及び選定スケジュールP4
6 応募手続P5
7 経費に関する事項P7
8 利用料金等P7
9 選定の方法及び基準P8
10 指定管理者の指定及び協定P9
11 その他P10
12 問合せ先P11

1 公募の趣旨

地域交流館は、市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動及び生涯学習の活動など、市民の様々な活動の場を提供するとともに、これらの活動が相互に連携を図ることによりそれぞれの場が有する機能を効果的に発揮し、もって市民参画による協働のまちづくりを推進するため設置しています。

このたび、令和4年4月から地方自治法第244条の2第3項及び阪南市地域交流館条例(以下「地域交流館条例」という。)第17条の規定に基づき、地域交流館の設置目的を効果的に達成可能な指定管理者を募集します。

2 運営方針・基本条件

- (1) 地域交流館の設置目的を達成するため、施設を効率的かつ効果的な運営をし、利用者の利便性の向上と経費の削減を図る。
- (2) 地域交流館に関わるさまざまな活動を促進する事業を実施する。事業は、最小の経費で最大限の効果を得るように実施する。
- (3) 利用者の意見を施設運営に反映させ、利便性の向上や事業内容充実などを図り、地域に根ざした施設となる事をめざす。

3 管理運営業務

- (1) 指定期間

指定期間は、令和4年4月1日～令和8年3月31日の4年間とします。

(2022年4月1日～2026年3月31日)

- (2) 業務内容等

この要項に記載されているもののほか、別途、阪南市地域交流館指定管理者業務仕様書で定めます。

なお、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部については、市の承認を得て、専門事業者等へ委託することができます。

4 応募資格

- (1) 応募ができる者

応募者は法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営をできるものであること。(法人格は必ずしも必要ではないが、個人

での応募はできない。)または、複数の法人等により構成されたグループ(以下「グループ」という。)とする。

また、

(2) グループ応募について

- ① グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めること。
- ② 協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者とする。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループ応募はできない。
- ④ グループ応募の代表団体及び構成員は、別に単独、または複数のグループ応募はできない。
- ⑤ 応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めない。

(3) 欠格事項

団体またはその代表者(⑥の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む。)が次の者に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている者
- ④ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員である者
- ⑥ 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがある者
- ⑦ 阪南市暴力団排除条例(平成24年阪南市条例第16条)第2条第1号に規定する暴力団、役員が同条第2号に規定する暴力団員である者又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- ⑧ 本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年を経過しない者

5 指定管理者の募集及び選定スケジュール

募集要項等配布期間 (市ウェブサイト掲載)	9月8日(水)～10月19日(火)
応募説明会・現地説明会	9月17日(金)
質疑受付期間	9月17日(金)～27日(月)
質疑回答期間	9月29日(水)～10月4日(月)
応募受付期間	10月5日(火)～19日(火)
提案説明会	11月2日(火) 予定
候補者の決定、通知、選定理由の公表	11月上旬～中旬
指定管理者の議決	12月議会
指定管理者の引継期間	令和4年1月から
指定管理開始日	令和4年4月1日

(1) 募集要項等の掲載

- ① 掲載開始:令和3年9月8日(水)～
- ② 掲載場所:市ウェブサイト内(<http://www.city.hannan.lg.jp/>)
※ 関係書類をダウンロードしてください。

(2) 説明会の開催

- ① 開催日時:令和3年9月17日(金) 午後2時～
- ② 開催場所:阪南市地域交流館 共用会議室
- ③ 説明内容:応募方法、応募書類、指定管理業務等の説明
- ④ 参加人数:1団体につき2名以内
- ⑤ 参加申込:説明会に参加を希望する団体等は、説明会参加申込書(様式9)に必要な事項を記入し、令和3年9月15日(水)までに12. 問い合わせ先へメールで申し込んでください。

※ 件名は「【申込】(貴社名)地域交流館指定管理者説明会」としてください。また、送信後は電話連絡をお願いします。

※ 説明会当日は、資料配布は行いませんので、関係書類をダウンロードのうえ、持参してください。

※ 説明会后、希望者への施設見学を予定しています。また、随時の見学については、申込先にお問い合わせください。

(3) 募集要項に対する質疑及び回答

- ① 受付期間:令和3年9月17日(金)～9月27日(月)午後5時
- ② 質問方法:質問書(様式10)に質問内容を簡潔に記入し、受付期間内に**12. 問い**

合わせ先へメールで申し込んでください。

※ 件名は「【質疑】(貴社名)地域交流館指定管理者募集」としてください。また、送信後は電話連絡をお願いします。

③ 回答予定:令和3年9月29日(水)～10月4日(月)まで市ウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。(http://www.city.hannan.lg.jp/)

④ 留意事項:電話や口頭による質問は受け付けできません。

6 応募手続

指定管理者申請書に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に下記の提出先へ持参してください。郵送、FAX、メール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

【提出先】〒599-0292 阪南市尾崎町35-1
阪南市未来創生部 政策共創室 担当:岩下

(1) 提出書類

① 阪南市立地域交流館指定管理者指定申請書	様式1
② 応募資格を有することを証する書類	
ア 登記事項証明書(法人以外の団体にあつてはこれに相当するもの)	
イ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類	
ウ 納税証明書(国税及び地方税)又は納税義務がない旨の申立書	※【過去3ヵ年分】
エ 応募資格に関する誓約書	様式4
③ 類似施設の管理運営実績	様式6
④ 管理運営に係る事業計画書	様式7-1～7-18
⑤ 法人等の経営状況等を証する書類	
ア 収支(損益)計算書又はこれに相当する書類	※【直近3事業年度分】
イ 貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類	※【直近3事業年度分】
ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書	

エ 法人等の事業報告書を作成している場合は、当該報告書	
オ 就任年月日が記載されている法人等の役員名簿	※【最新のもの】
カ 法人等の組織図等又はこれに相当する書類	※【最新のもの】
キ 法人(グループ)活動概要	様式5
⑥ 指定管理者収支予算書	様式8-1~8-2
⑦ 防火対象物防火管理者(甲種)の資格の写し(1名)	
⑧ その他、市が特に必要と認める書類	

(2) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本5部、CD-Rを作成し、提出すること。

※提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本すること。

※市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出すること。

(3) グループで応募する場合

- ① 上記応募書類のほか、「グループ結成届」(様式2)及び「グループ結成に係る委任状」(様式3)を提出してください。
- ② 応募書類のうち、応募資格を有することを証する書類、法人等の経営状況を証する書類については、構成法人等ごとに提出してください。
- ③ 1つのグループの構成法人等は、他のグループの構成法人等になることはできません。また、提案件数は、1グループにつき1提案とし、グループの構成法人等は単独で応募することはできません。

(4) 応募受付期間及び提出方法

- ① 受付期間 令和3年10月5日(火)~10月19日(火)
ただし、市役所閉庁日(土、日曜日)を除く。
- ② 受付時間 午前9時~午後5時
- ③ 受付場所 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市未来創生部 政策共創室 (阪南市役所2階23番窓口)
- ④ 提出方法 直接持参すること。

(5) 応募に関する留意事項

- ① 受付期間以外は一切受付しません。また、受付期間終了後における提出書類の変更及び追加は認めません。ただし、本市から指示した場合はこの限りではありません。
- ② 郵便、メールによる応募は受付しません。
- ③ 提出書類は返却しません。なお、応募された書類については、阪南市情報公開条

例の対象となりますのでご了承ください。(※個人情報に係る部分は除く)

- ④ 応募にかかる経費等は応募者の負担とします。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面(任意様式)により提出してください。
なお、その場合も応募書類は返却しません。
- ⑦ 本市が提供した書類等は、応募目的以外に使用することを禁じます。
- ⑧ 指定管理者の決定後、指定管理者からの提出書類の著作権は、市に帰属し無償で使用できるものとします。
- ⑨ 応募者1団体等につき、応募は1回のみとします。複数の事業計画書を提出することはできません。
- ⑩ 地域交流館を起点とした活動の活性化や賑わいづくりのための目標値として、地域交流館の「稼働率95%(開館日数に対する利用日数)」の達成を念頭に提案すること。

7 経費に関する事項

指定管理者は、市が支払う指定管理料及び利用料金をもって、管理運営を行うものとします。また、市が支払う指定管理料の金額、支払時期及び方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。

(1) 指定管理料の額

指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費及び事業費など管理運営に係るすべての経費を含むものとします。

年間の指定管理料は、9,379,250円(税込)を上限とします。

なお、指定管理料は事故や自然災などの特別な場合を除き、原則として増額しませんので、事業計画及び収支計画立案の際には、注意してください。

(2) 支払方法

指定管理料は、年額を分割して毎月指定管理者からの請求に基づき、市から支払います。

8 利用料金等

指定管理者の収入とする利用料金は、阪南市地域交流館条例に定める利用料金を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

また、自主事業に係る講座受講料等の収入及び部屋利用に伴い発生する空調機利用料金についても、指定管理者の収入とします。

ただし、自主事業を行う際は、事前に市と協議をお願いします。

9 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

阪南市地域交流館指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、構成する委員により、書類審査及びプレゼンテーションをもとに、選定基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補の選定を行います。

(2) 選定基準

指定管理者の選定は、阪南市地域交流館条例第17条第3項に規定する基準等を基本に、施設の設置目的の推進が図られ、施設の管理運営を安定かつ効率的に行うため、必要な能力と実績等を有するか否かを選定基準表(別紙)の審査項目に基づき評価し、総合的に判断します。

なお、審査の結果、評価点の60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとします。

(3) 選定審査

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容等について、阪南市地域交流館指定管理者選定委員会が応募者による提案を受けます。

提案日時:令和3年11月2日(火)

提案時間及び会場については、応募締切後、応募者に通知します。

審査当日は、できる限り選定後に実際の管理運営に携わる現場責任者(予定者)の出席をお願いします。

(4) 候補者の選定及び選定結果の報告

提出書類と提案説明会の結果を基に、選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定委員会は、選定結果を市長に報告します。

(5) 候補者の決定及び通知

市長は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、応募者に文書で通知します。

(6) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない

事情が生じたときは、審査において次点となった者から順に候補者を決定できることとします。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 候補者と仮協定書の締結

市長と指定管理者の候補者は、指定管理者に指定されるまでの間、仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会の議決後、可決された候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の決定後、市と指定管理者が具体的な協定内容について、協議を行います。

(4) 協定の締結

施設管理及び事業執行について、市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、基本協定と年度協定の2本立ての協定とします。

① 基本協定

指定期間を通しての基本的事項を定める協定です。

② 年度協定

年度ごとの業務に係る事項及び指定管理料を定める協定です。

(5) リスク分担の考え方

リスク分担表(阪南市地域交流館指定管理者業務仕様書・別紙1)のとおりとします。なお、分担表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

(6) 基本協定事項

① 施設の名称及び所在地

② 指定期間及び協定期間

③ 管理の業務の範囲

管理する施設及び設備の範囲、業務の範囲等

④ 管理の基準

休館日、開館(場)時間の変更等

- ⑤ 事業計画及び収支予算
事業計画、収支予算、使用料及び利用料金の収納等
- ⑥ 市と指定管理者との負担区分
管理の業務に要する経費の負担区分、危険負担等
- ⑦ 再委託
基幹業務の再委託禁止等
- ⑧ 事業報告
- ⑨ 施設の適正な管理
市への業務・経理状況に関する報告、市の実地調査、市からの必要な指示
- ⑩ 運営組織の設置
- ⑪ 指定の取り消し及び業務の停止
指定の取り消し及び業務の停止に該当する行為、手続等
- ⑫ 秘密の保持
- ⑬ 個人情報の保護
- ⑭ 情報公開
- ⑮ 事務引継及び物品等の帰属
指定期間満了、指定の取り消し等の場合の事務引継及び物品、文書、個人情報等の帰属等
- ⑯ その他、市が必要と認める事項

(7) 年度協定事項

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事項

11 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から業務の開始(令和4年4月1日)までの間にかかる必要経費は、応募者が負担することとします。

(2) 協定の疑義、定めのない事項

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項については、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

12 問合せ先

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

阪南市未来創生部 政策共創室 担当:岩下

電 話:072-471-5678 FAX:072-473-3504

E-mail:seisaku@city.hannan.lg.jp